



こんな被害に 遭いました〜

消費生活にかかわる知識を学び
賢い消費者をめざしましょう

困ったときは、契約したあとも
クーリングオフ期間を過ぎても
**あきらめずに
消費生活相談窓口
に相談しましょう**

「おかしいな」と思ったら「まず相談」

あなたの身近な消費生活相談窓口
(メモしておきましょう)

制作：コープかながわ 消費者被害活動サポーター講師会 イラスト：矢野智恵子
コープかながわ 消費者被害をなくそう会



きりふだ 6か条

- 「必ずもうかる」
うまい話に
落とし穴
- 「見るだけ」
「話だけでも」
は被害の入り口
- 契約を
せかす業者に
ご用心
- 「いいわね」
「よさそうね」
口約束も契約
- いらないときは
きっぱり断る
「いりません」
- 買う前に
家族や
周囲の方と
相談を

納得いかない!困ったときは...

消費者ホットライン (全国统一電話番号)
まもろうよ みんなを

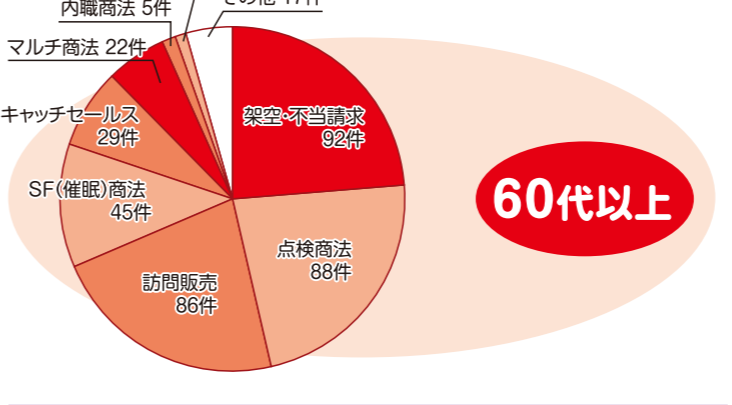
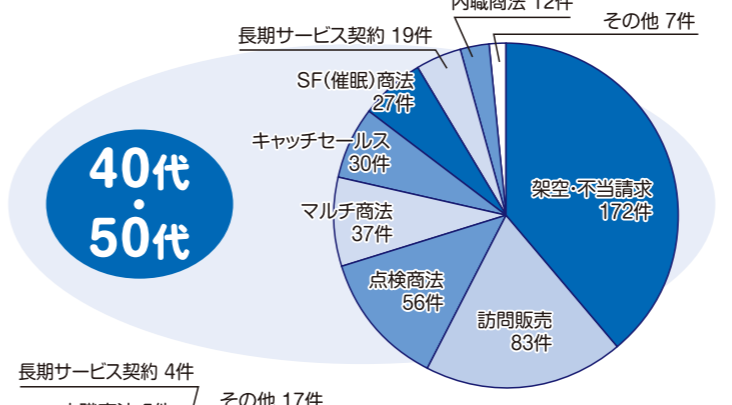
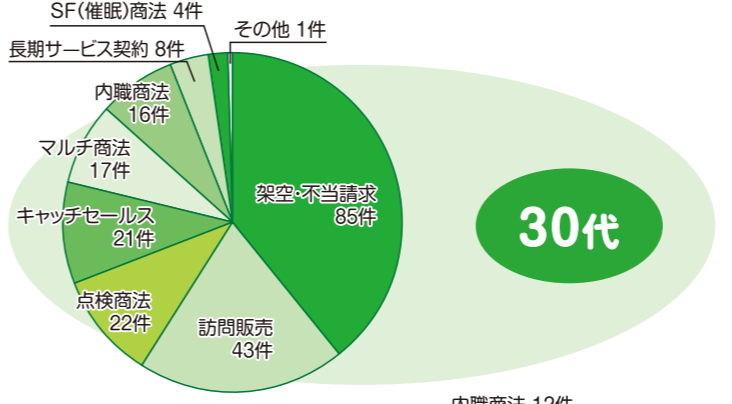
☎ 0570-064-370

音声ガイダンスに従って「郵便番号」を押すと
最寄の消費生活相談窓口へ自動接続されます



あの手 この手の 悪質商法

消費者被害アンケート結果
2009年コープかながわで実施(回答数2,650名)



3名以上集まれば、学習会を開催できます。活動サポーター講師が作成したオリジナル教材を使って、楽しくしっかり消費者力を身につけましょう

お問い合わせ
コープかながわ組合員活動部 まで

045-471-5615
(月~土 9:30~17:00)



しまった!
契約やめたい! と思ったら...

**クーリングオフ
を利用しましょう**

郵便はがき

簡易書留で
送りましょう

代表者殿

簡易書留



クーリングオフの注意点

- 効力はクーリングオフを発信した時点で発生します。
- はがきの宛名は業者の代表者にする。
- はがきは必ず両面コピーして保存しておく。
- 郵便局から簡易書留を出す。
- 支払いがクレジットの場合は、クレジット会社にも通知する。

契約解除通知書

契約日：平成 年 月 日

商品名：

商品価格：

販売会社名：

担当者名：

上記日付の契約は解除します。

平成 年 月 日

住所：

氏名：



その3

利殖商法(未公開株)



簡単に儲かる話には注意しましょう!



その2

点検商法



即決しないで誰かに相談を!地域の「気づき」と「見守り」も大事です。



その1

無料オンラインゲーム



「無料」のはずのゲームでも、洋服やアクセサリは有料でした。利用規約を確認してから利用しましょう!